

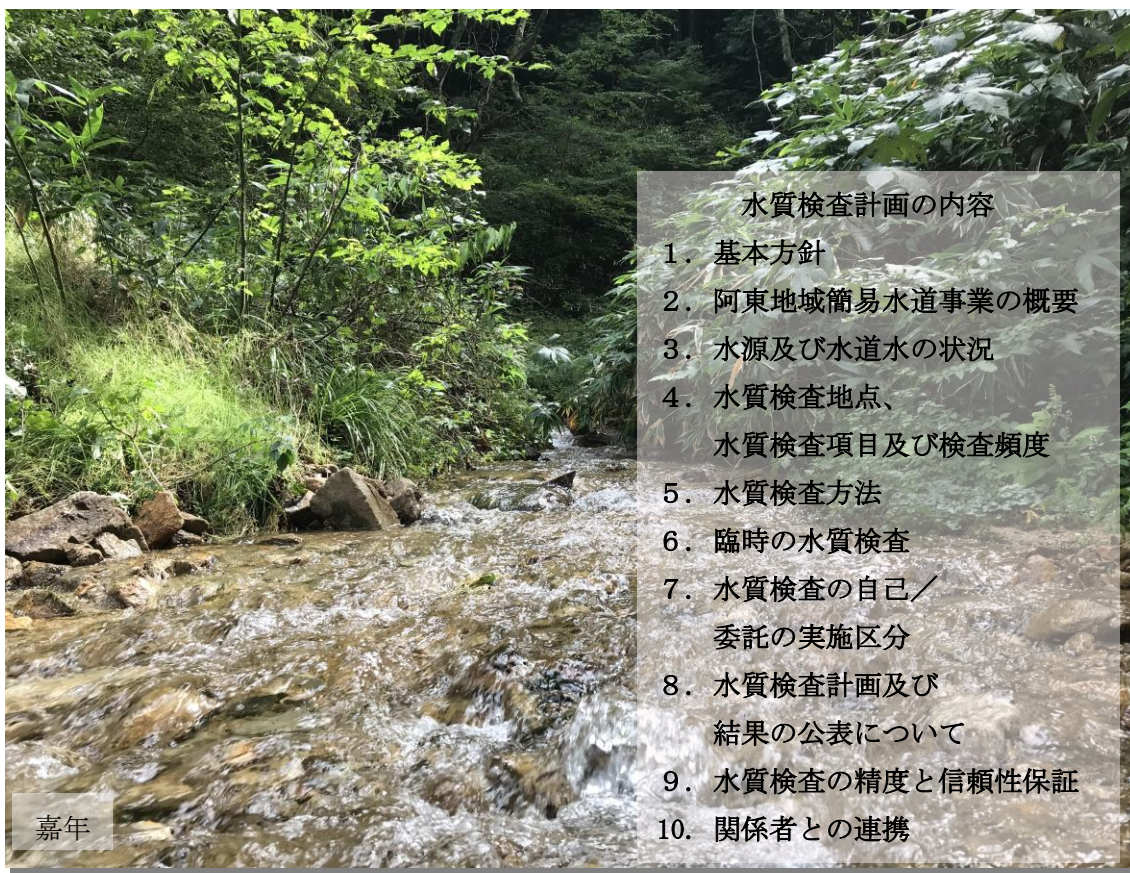
阿東地域簡易水道事業

令和5年度

山口市阿東地域簡易水道水質検査計画

阿東地域簡易水道事業※¹では、市民の皆様により毎日いつでも安心して水道水をご使用していただくために、水源の種別、過去の水質検査結果、水源周辺の状況及び浄水処理方法等について総合的に検討を行い、水質検査の「項目」「場所」「頻度」などをまとめた「令和5年度山口市阿東地域簡易水道水質検査計画」を策定いたしました。なお、本計画では阿東地域にある嘉年簡易水道、徳佐簡易水道、篠生簡易水道、長門峡簡易水道、生雲簡易水道、赤松簡易水道、篠目簡易水道の7つの簡易水道の検査計画を統合しています。

本計画の内容、及びこれに基づいて実施した水質検査結果を皆様に公表し、水道水のさらなる信頼性の向上につなげることを目指します。



※1 山口市水道事業については別に計画を策定します。

1. 基本方針

阿東地域簡易水道事業の水道水が水質基準に適合し、安全で良質であることを確認するために、以下の方針で水質検査を行います。

- 各配水系統の末端給水栓において水質基準に適合していることを確認します。また、水源や原水についても必要に応じて検査を行います。
- 検査項目は、法で定められた水質基準項目、水質管理目標設定項目、浄水処理上必要な項目とします。
- 水質基準項目及びその他の項目について、過去の検査結果から検査を省略できる項目も、水質監視のため最低1年に1回の検査を行います。

2. 阿東地域簡易水道事業の概要

阿東地域では、地域内の1,874戸、人口4,073人（令和3年度末）の皆様に水道水をお届けしています。給水区域内水道普及率は88.47%です。

阿東地域内に点在する水源で取水する地下水および表流水を、それぞれの水質に応じた浄水処理を行って各地域へ給水しています。

各簡易水道の諸元は次のとおりです。（令和4年3月1日現在）

簡易水道名	嘉年簡易水道		
浄水場及び水源地名	嘉年浄水場	※嘉年第2浄水場	※吉部野浄水場
所在地	嘉年下	嘉年上	嘉年下
水源種別	湧水	深井戸	深井戸
令和3年度総取水量(千㎡)	50	10	5
浄水処理方法	急速ろ過 塩素処理	急速ろ過 塩素処理	塩素処理
配水施設名	嘉年配水池		
主な給水区域	嘉年上、嘉年下		

※予備水源

簡易水道名	徳佐簡易水道				
浄水場及び水源地名	徳佐第1浄水場	徳佐第2浄水場	坪ノ内水源	徳佐第3浄水場	坂手水源
所在地	徳佐上	徳佐下	徳佐下	徳佐中	徳佐中
水源種別	深井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	深井戸
令和3年度総取水量(千m ³)	51	155			29
浄水処理方法	急速ろ過 塩素処理	急速ろ過 塩素処理	急速ろ過 塩素処理 (徳佐第2浄水場 の井戸へ導水 後)	急速ろ過 塩素処理	塩素処理
配水施設名	徳佐第1配水池	徳佐第2配水池			
主な給水区域	徳佐上、徳佐中	徳佐中、徳佐下			

簡易水道名	篠生簡易水道		長門峡 簡易水道	生雲 簡易水道	赤松簡易水道	篠目簡易水道
浄水場又は水源地名	篠生浄水場	地福水源	長門峡浄水場	生雲浄水場	赤松浄水場	篠目浄水場
所在地	生雲東分	地福上	生雲東分	生雲中	蔵目喜	篠目
水源種別	浅井戸	浅井戸	表流水	浅井戸	深井戸	浅井戸
令和3年度総取水量(千m ³)	151	30	24	68	10	12
浄水処理方法	急速ろ過 塩素処理	塩素処理	緩速ろ過 塩素処理	急速ろ過 塩素処理	塩素処理	凝集沈殿ろ過 急速ろ過 塩素処理
配水施設名	篠生第1配水池、 篠生第2配水池、 篠生第3配水池、 篠生第4配水池		長門峡配水池	生雲配水池	赤松第1配水池、 赤松第2配水池、 赤松第3配水池、 赤松第4配水池	篠目第1配水池、 篠目第2配水池、 篠目第3配水池
主な給水区域	生雲東分、地福上、 地福下		篠目、 生雲東分	生雲中、 生雲西分	蔵目喜	篠目

3. 水源及び水道水の状況

・嘉年簡易水道

嘉年簡易水道は湧水および深井戸を水源としています。原水で大腸菌、ヒ素およびその化合物、濁度が検出されることがあり注意が必要です。また、浄水では浄水処理薬品に起因する塩素酸やアルミニウムおよびその化合物について留意する必要があります。

原水の中の大腸菌やヒ素およびその化合物は次亜塩素酸ナトリウムおよび急速ろ過により滅菌や除去が可能であるため浄水で問題はありません。

また、周辺に田畑が多いため農薬類にも留意し検査を行っていますが、これまでに検出されたことはありません。

・徳佐簡易水道

徳佐簡易水道は浅井戸および深井戸を水源としています。原水で大腸菌、ヒ素およびその化合物、マンガンおよびその化合物、濁度、色度、さらに一部水源では嫌気性芽胞菌についても留意が必要です。また、浄水では浄水処理薬品に起因する塩素酸やアルミニウムおよびその化合物について留意する必要があります。

原水の中の大腸菌、濁度、色度、嫌気性芽胞菌、ヒ素およびその化合物は次亜塩素酸ナトリウムおよび急速ろ過により滅菌や除去が可能であるため浄水で問題はありません。

また、周辺に田畑が多いため農薬類にも留意し検査を行っていますが、これまでに検出されたことはありません。

・篠生簡易水道

篠生簡易水道は浅井戸を水源としています。原水で大腸菌、濁度、色度、さらに一部水源では嫌気性芽胞菌についても留意が必要です。また、浄水では浄水処理薬品に起因する塩素酸やアルミニウムおよびその化合物について留意する必要があります。

原水の中の大腸菌、濁度、色度、嫌気性芽胞菌は次亜塩素酸ナトリウムおよび急速ろ過により滅菌や除去が可能であるため浄水で問題はありません。アルミニウムおよびその化合物についても問題なく今後も浄水処理薬品の管理や注入量、ろ過機の運転を適切に行います。

また、周辺に田畑が多いため農薬類にも留意し検査を行っていますが、これまでに検出されたことはありません。

・長門峡簡易水道

長門峡簡易水道は表流水を水源としており原水で大腸菌、濁度、色度、嫌気性芽胞菌に留意する必要があります。

原水の中の大腸菌、嫌気性芽胞菌は次亜塩素酸カルシウムでの滅菌で、濁度、色度は緩速ろ過により除去されています。

また、農薬類にも留意し検査を行っていますがこれまでに検出されたことはありません。

・生雲簡易水道

生雲簡易水道は浅井戸を水源としています。原水で大腸菌、ヒ素およびその化合物に、浄水では浄水処理薬品にポリ塩化アルミニウムを使用しているためアルミニウムおよびその化合物について留意する必要があります。

原水の中の大腸菌やヒ素およびその化合物は次亜塩素酸ナトリウムおよび急速ろ過により滅菌や除去

が可能であるため浄水で問題はありません。アルミニウムおよびその化合物についても問題なく今後も浄水処理薬品の管理や注入量、ろ過機の運転を適切に行います。

また、周辺に田畑が多いため農薬類にも留意し検査を行っていますが、これまでに検出されたことはありません。

・赤松簡易水道

赤松簡易水道は深井戸を水源としており原水で大腸菌やヒ素およびその化合物について留意が必要ですが、原水の中の大腸菌は次亜塩素酸ナトリウムで滅菌されています。

また、周辺に田畑が多いため農薬類にも留意し検査を行っていますが、これまでに検出されたことはありません。

・篠目簡易水道

篠目簡易水道は浅井戸を水源としており原水においてヒ素およびその化合物が含まれるため急速ろ過による除去を行っています。また、浄水では浄水処理薬品にポリ塩化アルミニウムを使用しているためアルミニウムおよびその化合物についても留意する必要があります。

原水の中のヒ素およびその化合物は前塩素および凝集沈殿ろ過と急速ろ過の2段階ろ過により適切に除去されています。

また、周辺に田畑が多いため農薬類にも留意し検査を行っていますが、これまでに検出されたことはありません。

各簡易水道ともに留意すべき項目はありますが、浄水処理薬品の管理や注入量、ろ過機の運転管理等を適切に行うことで水道水は水道法で定められた水質基準にすべて適合したものとなっており、安全で良質であるといえます。

4. 水質検査地点、水質検査項目及び検査頻度(水質検査地点は「検査地点を明らかにする図面」を参照)

(1) 水質基準項目(表 1. 表 2. 参照)

① 末端給水栓

阿東地域全域の給水栓 11 か所の水質について、検査を省略できない項目はもちろん、過去の検査結果から検査回数を減じたり検査を省略したりできる項目についても、それぞれ毎月から最低年 4 回の検査を行います。

② 水源

水源の水質についても水質変動を的確に把握し適切に浄水処理を行うために、定期的に水質検査を行います。

(2) 水質管理目標設定項目(表 3. 表 4. 参照)

末端給水栓や水源について、水質管理目標設定項目の検査を水質基準項目に準じて定期的に行います。検査を省略できない項目はもちろん、過去の検査結果から検査回数を減じたり検査を省略したりできる項目についても、基本的には毎月から最低年 4 回の検査を行います。ただし、一部の項目については過去 5 年の値が目標値の 10 分の 1 以下であることから年 1 回もしくは年 2 回とし

ます。

(3) 浄水処理上必要な項目など(表 5.参照)

水質基準や水質管理目標設定項目以外にも、浄水処理上で重要な項目や水質の安全性をさらに高めるために必要な項目などの検査を給水栓及び水源などについて行います。

5. 水質検査方法

水質検査は、水質基準に関する省令(平成 15 年 5 月 30 日 厚生労働省令第 101 号)に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成 15 年 7 月 22 日厚生労働省告示第 261 号)、及び上水試験方法により行います。

6. 臨時の水質検査

次のような状況になり、水質基準に適合しないおそれがある場合、直ちに臨時の水質検査を行います。

- 水源水質の著しい悪化など水源に異常があった場合。
- 浄水処理の過程で異常があった場合。
- 送配水管などの水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合。
- 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。

7. 水質検査の自己／委託の実施区分

水質管理目標設定項目のうちのフタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、及びクリプトスポリジウム等、嫌気性芽胞菌は外部に委託し、その他の項目については山口市水道事業が行います。

8. 水質検査計画及び結果の公表について

水質検査結果の評価は、そのつど水質基準等に適合しているかどうかの判定を行います。また、水質検査結果は、山口市上下水道局のウェブサイトで公表します。

水質検査計画については、皆様からのご意見や過去の検査結果を参考に検査頻度や項目の検討を行い、毎年度見直します。また、検査回数については、検出状況や環境の変化等に応じてそのつど見直しを行います。

9. 水質検査の精度と信頼性保証

山口市水道事業の策定する水道水水質検査計画の水質検査の精度と信頼性保証に記載される内部および外部精度管理について結果の確認を行い、検査結果の精度の確認を行います。

10. 関係者との連携

水源で水質汚染事故が発生した場合、県の関係機関、市の関係部署等と情報交換をはかりながら、現地調査や対策などを行っていきます。

この検査計画に関するご意見、お問合せは、
山口市阿東簡易水道事務所へお願いします。

電話 083-956-0981 F A X 083-956-0155

E-mail: at-kani@city.yamaguchi.lg.jp

表 1. 水質検査頻度(水質基準項目)

水質検査表(1) 定期的に行う水質検査

項目 No.	水質基準項目	基準値 (mg/ℓ)	法令で定める 検査頻度 (回数/年) 注1	検査回数	
				原水	浄水
				嘉年・徳佐・篠生・ 長門峡・生雲・赤 松・篠目簡易水道	嘉年・徳佐・篠生・ 長門峡・生雲・赤 松・篠目簡易水道
				地下水、湧水、 表流水	給水栓
				14か所	11か所
1	一般細菌	100個/㎖	12	月1	月1
2	大腸菌	不検出	12	月1	月1
3	カドミウム及びその化合物	0.003	4	年4	年4
4	水銀及びその化合物	0.0005	4	年4	年4
5	セレン及びその化合物	0.01	4	年4	年4
6	鉛及びその化合物	0.01	4	年4	年4
7	ヒ素及びその化合物	0.01	4	年4	年4
8	六価クロム化合物	0.02	4	年4	年4
9	亜硝酸態窒素	0.04	4	月1	月1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	4	年4	年4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	4	月1	月1
12	フッ素及びその化合物	0.8	4	月1	月1
13	ホウ素及びその化合物	1.0	4	年4	年4
14	四塩化炭素	0.002	4	月1	月1
15	1,4-ジオキサン	0.05	4	月1	月1
16	シス及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04	4	月1	月1
17	ジクロロメタン	0.02	4	月1	月1
18	テトラクロロエチレン	0.01	4	月1	月1
19	トリクロロエチレン	0.01	4	月1	月1
20	ベンゼン	0.01	4	月1	月1
21	塩素酸	0.6	4	-	月1
22	クロロ酢酸	0.02	4	-	年4
23	クロロホルム	0.06	4	-	月1
24	ジクロロ酢酸	0.03	4	-	年4
25	ジブロモクロロメタン	0.1	4	-	月1
26	臭素酸	0.01	4	-	月1
27	総トリハロメタン	0.1	4	-	月1
28	トリクロロ酢酸	0.03	4	-	年4
29	プロモジクロロメタン	0.03	4	-	月1
30	プロモホルム	0.09	4	-	月1
31	ホルムアルデヒド	0.08	4	-	年4
32	亜鉛及びその化合物	1.0	4	年4	年4
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	4	年4	年4
34	鉄及びその化合物	0.3	4	年4	年4
35	銅及びその化合物	1.0	4	年4	年4
36	ナトリウム及びその化合物	200	4	月1	月1
37	マンガン及びその化合物	0.05	4	年4	年4
38	塩化物イオン	200	12	月1	月1
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	4	月1	月1
40	蒸発残留物	500	4	年4	年4
41	陰イオン界面活性剤	0.2	4	年4	年4
42	ジェオスミン ※1	0.00001	発生時期に月1回	年4	年4
43	2-メチルイソボルネオール ※2	0.00001	発生時期に月1回	年4	年4
44	非イオン界面活性剤	0.02	4	年4	年4
45	フェノール類	0.005	4	年4	年4
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	12	月1	月1
47	pH値	pH 5.8～8.6	12	月1	月1
48	味	異常でない	12	-	月1
49	臭気	異常でない	12	-	月1
50	色度	5度	12	月1	月1
51	濁度	2度	12	月1	月1

注1 項目No.3～8,12～20,32～37,39～41,44,45は過去の検査結果が一定の条件を満たしていれば検査の回数を減らすことができます。さらに、過去の検査結果や、原水、水源及びその周辺の状況、薬品等及び資機材等の使用状況等によっては、3～8,12～20,32～37,39～45は検査の省略をすることができます。

備考 ※1の正式名：(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロー-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

※2の正式名：1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目 No.	1日1回行う検査項目	評価値	検査計画頻度 (回/年)
			11か所
1	色	異常でない	366
2	濁り	異常でない	366
3	残留塩素濃度	0.1mg/L以上	366

表 2. 給水栓水における過去5年間の検査結果の最高値

過去5年間の各簡易水道ごとの最高値。

項目 No.	水質基準項目	基準値 (mg/ℓ)	過去5年間の最高値						
			嘉年簡易水道	徳佐簡易水道	篠生簡易水道	長門峡簡易水道	生雲簡易水道	赤松簡易水道	篠目簡易水道
1	一般細菌	100個/ml	13	3	8	4	3	5	3
2	大腸菌	不検出	すべて陰性	すべて陰性	すべて陰性	すべて陰性	すべて陰性	すべて陰性	すべて陰性
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.003
6	鉛及びその化合物	0.01	0.003	0.002	0.001	0.001未満	0.003	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.007	0.006	0.004	0.003	0.005	0.004	0.005
8	六価クロム化合物	0.02	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.21	4.26	2.06	0.42	0.70	0.40	0.26
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.23	0.17	0.17	0.05未満	0.18	0.1	0.12
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン	0.05	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
16	シス及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21	塩素酸	0.6	0.55	0.39	0.46	0.16	0.11	0.25	0.22
22	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
23	クロロホルム	0.06	0.013	0.011	0.009	0.019	0.002	0.011	0.006
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.006	0.007	0.003	0.009	0.002未満	0.003	0.003
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.007	0.012	0.009	0.009	0.004	0.008	0.005
26	臭素酸	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.001未満
27	総トリハロメタン	0.1	0.022	0.023	0.023	0.034	0.009	0.023	0.017
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.003	0.005	0.002未満	0.016	0.002未満	0.002未満	0.002未満
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.006	0.007	0.009	0.014	0.003	0.008	0.007
30	ブロモホルム	0.09	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.003	0.001未満
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.049	0.029	0.024	0.025	0.077	0.077	0.016
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.03	0.18	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
34	鉄及びその化合物	0.3	0.09	0.07	0.12	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.04
35	銅及びその化合物	1.0	0.134	0.062	0.039	0.008	0.147	0.005未満	0.029
36	ナトリウム及びその化合物	200	10.2	10.1	7.9	7.3	11	11.2	9.9
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
38	塩化物イオン	200	10.7	11.4	11.7	6.7	12.3	10.1	9.2
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	73.0	61.0	48.5	11.2	29.1	60.6	34.9
40	蒸発残留物	500	120	154	98	57	76	136	86
41	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
42	ジェオスミン ※1	0.00001	0.000007	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール ※2	0.00001	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	0.02	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
45	フェノール類	0.005	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.9	1.0	0.7	1.4	0.5	0.5	0.4
47	pH値	pH 5.8～8.6	8.00	7.80	6.80	7.41	7.20	8.20	7.40
48	味	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
49	臭気	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
50	色度	5度	0.9	1.3	2.0	3.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満
51	濁度	2度	0.08	0.25	0.45	0.15	0.05未満	0.15	0.05未満

備考 ※1の正式名:(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール
※2の正式名:1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

表 3. 水質検査頻度(水質管理目標設定項目)

水質管理目標設定項目	目標値 (mg/ℓ)	検査回数	
		原水	浄水
		嘉年・徳佐・篠生・ 長門峡・生雲・赤 松・篠目簡易水道	嘉年・徳佐・篠生・ 長門峡・生雲・赤 松・篠目簡易水道
		地下水、湧水、 表流水	給水栓
		14か所	11か所
アンチモン及びその化合物	0.02	年4	年4
ウラン及びその化合物	0.002暫定	年4	年4
ニッケル及びその化合物	0.02	年4	年4
1,2-ジクロロエタン	0.004	月1	月1
トルエン	0.4	月1	月1
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	年1	年2
亜塩素酸 ※1	0.6	-	-
二酸化塩素 ※1	0.6	-	-
ジクロロアセトニトリル	0.01暫定	-	年2
抱水クロラール	0.02暫定	-	年2
農薬類 ※2	1 ※2	年1	年1
残留塩素	1	-	毎日
カルシウム、マグネシウム等(硬度) ※3	10～100	月1	月1
マンガン及びその化合物 ※3	0.01	年4	年4
遊離炭酸	20	年4	年4
1,1,1-トリクロロエタン	0.3	月1	月1
メチル-tert-ブチルエーテル	0.02	月1	月1
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3	年4	年4
臭気強度(TON)	3TON	月1	月1
蒸発残留物 ※3	30～200	年4	年4
濁度 ※3	1度以下	月1	月1
pH値 ※3	7.5程度	月1	月1
腐食性(ランゲリア指数)	-1～0	年4	年4
従属栄養細菌	2000個/ml暫定	月1	月1
1,1-ジクロロエチレン	0.1	月1	月1
アルミニウム及びその化合物	0.1	年4	年4
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005暫定	年4	年4

備考

※1: 消毒剤に二酸化塩素を使用していないので検査を行いません。

※2: 各農薬の検出値と目標値との比の総和で、単位はありません。

※3: 水質基準項目と重複している項目で、さらに高い水道水の目標値が設定されています。

表 4. 給水栓水における過去5年間の検査結果の最高値

過去5年間の各簡易水道ごとの最高値。

水質管理目標設定項目	目標値 (mg/ℓ)	過去5年間の最高値						
		嘉年簡易水道	徳佐簡易水道	篠生簡易水道	長門峡簡易水道	生雲簡易水道	赤松簡易水道	篠目簡易水道
アンチモン及びその化合物	0.02	0.0002	0.0002未満	0.0002未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
ウラン及びその化合物	0.002暫定	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
ニッケル及びその化合物	0.02	0.001未満	0.001未満	0.006	0.001未満	0.002	0.002	0.005
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満
トルエン	0.4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.002	0.001未満	0.001未満	0.001未満
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満
亜塩素酸 ※1	0.6							
二酸化塩素 ※1	0.6							
ジクロロアセトニトリル	0.01暫定	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
抱水クロラール	0.02暫定	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
農薬類 ※2	1 ※2	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
残留塩素	1	1.20	1.40	1.35	2.60	0.94	1.25	1.20
カルシウム、マグネシウム等(硬度) ※3	10～100	73.0	56.9	48.5	11.2	29.1	60.6	34.9
マンガン及びその化合物 ※3	0.01	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
遊離炭酸	20	17.4	22.2	46.9	2.7	13.9	2.8	9.3
1,1,1-トリクロロエタン	0.3	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
メチル-tert-ブチルエーテル	0.02	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3	1.5	1.5	1.4	1.5	0.9	0.9	1.1
臭気強度(TON)	3TON	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
蒸発残留物 ※3	30～200	118	154	98	57	73	135	86
濁度 ※3	1度以下	0.08	0.09	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満
pH値 ※3	7.5程度	7.88	6.84	6.71	7.41	7.08	8.17	7.34
腐食性(ランゲリア指数) ※4	-1～0	-0.30	-0.70	-2.10	-2.37	-1.60	-0.35	-1.50
従属栄養細菌	2000個/ml暫定	56	14	55	28	6	9	2
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
アルミニウム及びその化合物 ※3	0.1	0.03	0.18	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)及びペルフルオロオktan酸 (PFOA)	0.00005暫定							

備考 ※1: 消毒剤に二酸化塩素を使用していないので検査を行いません。
※2: 各農薬の検出値と目標値との比の総和で、単位はありません。
※3: 水質基準項目と重複している項目で、さらに高い水道水の目標値が設定されています。
※4: 関連する項目から算出される数値のため、単位はありません。
腐食性(ランゲリア指数)については最低値を記載しています。

表 5. 浄水処理上必要な項目など

項目 No.	項 目	検査回数	
		原水	浄水
		嘉年・徳佐・篠生・ 長門峡・生雲・赤 松・篠目簡易水道	嘉年・徳佐・篠生・ 長門峡・生雲・赤 松・篠目簡易水道
		地下水、湧水、 表流水	給水栓
		14か所	11か所
1	アンモニア態窒素	月1	月1
2	総アルカリ度	年4	年4
3	電気伝導率	月1	月1
4	硝酸態窒素	月1	月1
5	臭素イオン	月1	月1
6	リン酸態リン	月1	月1
7	硫酸イオン	月1	月1
8	リチウム	月1	月1
9	カリウム	月1	月1
10	マグネシウム	月1	月1
11	カルシウム	月1	月1
12	生物化学的酸素要求量(BOD)	-	-
13	溶存酸素	-	-
14	大腸菌群	月1	月1
15	E260	-	-
16	嫌気性芽胞菌	月1	-
17	クリプトスポリジウム等	年4	-